

アメリカ契約法における錯誤と不実表示の適用領域

古谷 英恵

(武蔵野大学政治経済学部専任講師)

はじめに

現在、民法（債権関係）改正の審議において、不実表示法理を導入するか否かが議論されている。しかしながら、仮に不実表示が意思表示に関する規定の中に組み込まれた場合、その機能する場面の多くが、従来の錯誤や詐欺の適用領域と重複すると考えられる。それでは、不実表示を導入することによって、錯誤・詐欺との関係は一体どのようなものだろうか。

この点を検討するに当たり、不実表示法理を包含する英米法において、どのような経緯を経て、なぜ不実表示が出現するに至ったのか、錯誤・詐欺との関連でどのような機能を有しているのか、という点を明らかにすることが有用であろう。とりわけアメリカ法では、イギリス法とは異なり、錯誤と不実表示の法律効果はともに契約の取消とされているため、アメリカ法における両制度の相関関係を考察することの意義は大きいように

思われる。

そこで本稿では、第一にアメリカ法における錯誤と不実表示がそれぞれどのような法理であるのかを概観し、第二に特に非詐欺的不実表示を中心として、それぞれの法理がどのような経緯を経て、なぜ出現するに至ったのかを検討し、第三に錯誤と不実表示がアメリカ法においてどのような相関関係を有しているのかを考察することを目的とする。なお、本稿においてアメリカ契約法に関して論じる際は、主としてリステイトメントを扱うこととする。

一 錯誤法と不実表示法の概観

1 アメリカ法における錯誤・不実表示の位置付け

周知の通り、英米法では民法総則という概念はなく、錯誤は契約法と不当利得法（原状回復法）において、不実表示は契約法、不当利得法、および不法行為法において扱われている。

そのうちアメリカ契約法では、錯誤は実行困難性 impracticability や契約目的の不達成 frustration と同様に、契約締結の基本的前提に問題があったことを理由として契約上の債務の履行を免責する原因と位置付けられているのに対して、⁽¹⁾ 不実表示は強迫 duress や不当威圧 undue influence とともに、取引過程における当事者らの行動を根拠として契約の強制可能性を制限する原因として理解されている。⁽²⁾

2 錯誤法⁽³⁾

(1) 定義

まず、錯誤とは、第二次契約法リステイトメントによれば、「事実と合致しない所信」のことであると定義されている。⁽⁴⁾

(2) 分類

アメリカ法では、錯誤は相互的錯誤 *mutual mistake* と一方的錯誤 *unilateral mistake* に分類されている。前者は、両当事者が事実につき同一の誤った認識の下にある場合をいい、後者は、一方当事者が事実について誤った認識を有している場合をいう。⁽⁵⁾ なお、両当事者とも誤った認識を持っているが、その認識が実質的に異なるものである場合は、一方的錯誤とされる。⁽⁶⁾

(3) 要件と効果

錯誤の救済手段としては、裁判所による文書訂正命令と、契約の取消という二種類があり、相互的錯誤に対しては文書訂正命令と契約の取消が、一方的錯誤に対しては契約の取消のみが認められる。

このうち、契約の取消が認められるための相互的錯誤の要件は、①錯誤が基本的前提に関するものであること、②それが合意された履行の交換に重大な影響を及ぼすものであること、③錯誤のリスクを負担していないこと、④無重過失である（§152）。一方的錯誤の要件は、それらに加えてさらに、⑤契約を強行することの非良心性、または⑥相手方による錯誤の認識可能性あるいは錯誤の惹起が課せられている（§§153, §157）。

各要件の内容は、以下の通りである。

① 「基本的前提」について第二次契約法リステイトメントの注釈によると、人や目的物が継続して存在することは、通常、契約成立の基本的前提であるという。それに対して「市場の状態や財政的能力」は、従属的、周辺の前提、ないしは予想や判断に関する事項と扱われることとなる。ただし、例えば土地の面積について錯誤があつた場合、その面積が当該契約において「基本的」前提であるとする判例がある一方⁷⁾、単に土地について説明をするための事項であり付随的な事柄に過ぎないと判示する判例がある⁸⁾。その相違は、購入価格が契約書面に記述された面積をもとに算出された場合、あるいは面積数が測量に基づく場合、それは基本的前提であると認定され得るが、もしその土地がよく知られた名前や境界、区域で述べられているならば、それは基本的前提ではないと認定され得る、というものである⁹⁾。したがって、単純に項目それ自体を基本的か否かに分類するのではなく、諸般の事情を考慮して基本的前提か否かを判断しているといえよう。なお、この要件によつて動機の錯誤が救済されるか否かが判断される。

② 「重大な影響」とは、錯誤がなかつたならば契約を締結しなかつたであろうこと（主観的因果性）のみならず、錯誤の結果合意された履行の交換に生じた不均衡が過酷なものであるために、その履行を公正に要求することができないこと（結果の重大性）をいう。後者については、通常、錯誤によつて錯誤者に損失が生じるのみならず、相手方に利益が生じることを立証することによつて証明することができるが、この場合に限定されず、たとえ相手方に利益が存在しなかつたとしても錯誤からの救済が適切に認められる事例もある¹⁰⁾。

③ 「錯誤のリスク」とは、錯誤を根拠に契約を取消すことができず、本来意図していたものとは異なる内容を有する契約に拘束されることをいう。そして、錯誤者が「リスク負担」していると評価される基準として、

第二次契約法リステイトメントでは、三つの場合を掲げている。(i)リスクが当事者間の合意によってその者に割り当てられている場合(合意による負担)、(ii)その者が、契約締結の時点で、当該錯誤が関連する事実に関して限定された知識しか有していないことに気づいていたにもかかわらず、そのような限定された知識で十分であると考えていた場合(意識的不知)、または(iii)諸般の事情から、そうすることが相当であるとの理由で、裁判所によってリスクがその者に割り当てられる場合(裁判所による配分)のことである。¹¹⁾最後の判断基準については、裁判所は契約当事者のいずれが情報にアクセスが容易であったか、を基準として判断している。

④ 錯誤者のフォルト(過失)については、その者のフォルトが、信義に従い誠実にin good faithかつ公正取引fair dealingの合理的基準に従って行動していないに等しいほどのものである場合は、錯誤に基づく救済は否定されるという。このように非難に値するフォルトは従来、重大な過失gross negligenceと説明されてきた。しかし、そのような文言は十分に定義されないため、第二次契約法リステイトメントでは、信義誠実及び公正取引という概念が用いられている。¹²⁾

⑤ 「非良心性」とは、規定上定義されていないが、伝統的に「取引が、一方で思慮があり、騙されていない者を行わないようなものであり、他方で誠実かつ公正な者は承諾しないようなもの」である場合に、非良心的な取引であると言われており、一般的に手続的非良心性と実体的非良心性に分けて理解されている。¹³⁾「非良心的」であるかの基準の一つとして全体的不均衡overall imbalanceがあるのだが、一方的錯誤に関しては、錯誤者が信じていたような事実が存在するならば有していたであろう地位と、錯誤の結果として自らが有する地位の相違が重大であるのならば、全体的不均衡であり、契約を強行することが「非良心的」とされるとされる。

⑥ 「相手方による錯誤の惹起」とは、相手方のフォルト(過失)が錯誤を引き起こしたことをいうが、その

方法について、第二次契約法リステイトメントは特に限定していない。⁽¹⁴⁾

3 不実表示法

(1) 意義

他方で、第二次契約法リステイトメントによると、不実表示とは、「事実と合致しない積極的陳述 (assertion) をいう」と定義されている。⁽¹⁵⁾

(2) 分類

不実表示は、行為又は履行における不実表示 *Misrepresentation in factum / execution* と誘引における不実表示 *Misrepresentation in inducement* という二種類に分けられる。そして、後者はさらに、詐欺的不実表示と広義の善意不実表示 (非詐欺的不実表示) に分けて考えられている。

詐欺的不実表示とは、虚偽の事実に関する表示であり、かつ当該表示が虚偽であり、あるいは真実を認識することなく未必の故意ないし認識ある過失によって (無頓着に *recklessly*) 積極的陳述をしていることを当該表示者が認識しているもの⁽¹⁶⁾ であり、一般的にこれを詐欺 *fraud* とらう。

これに対して広義の善意不実表示とは、虚偽の認識なくなされた虚偽の陳述のことである。⁽¹⁷⁾ これはさらに、過失不実表示と狭義の善意不実表示に分類される。

過失不実表示とは善意有過失、すなわちある者が金銭利益を有する取引において他人を誘導するために虚偽の情報を提供し、かつ当該情報を取得し、あるいは伝達する際に合理的な注意又は能力を行使しなかった場合

の不実表示のことをいう。⁽¹⁸⁾

狭義の善意不実表示とは、善意無過失で重大かつ実質的な事実 material and substantial fact についてなした、不実表示である。⁽¹⁹⁾

なお、本稿では、狭義の善意不実表示との区別を明瞭にするため、広義の善意不実表示のことを非詐欺的不実表示と称することとする。

(3) 要件と効果

不実表示の契約法上の効果は、契約の不成立、契約の取消、および文書訂正命令の三種類である。契約の不成立は行為又は履行における不実表示に対して (§162)、契約の取消および文書訂正命令は誘引における不実表示に対して認められる (§§164, 166)。

契約の取消原因として、誘引における不実表示は、それが契約の相手方によるものか、第三者によるものかによって異なる要件が課せられている。契約の相手方による非詐欺的不実表示の要件は、①事実と合致しない積極的陳述があること (不実表示があること)、②その積極的陳述が重大なものであること、③不実表示が、契約を締結するように受領者を誘引したものであること、④その積極的陳述の受領者が契約に同意する上で、その積極的陳述を信頼したこと、⑤受領者の不実表示に対する信頼が正当なものであること、とされている (§164 (a))。他方で、第三者による非詐欺的不実表示の要件としては上記①～⑤の要件に加えて、⑥契約の相手方が、善意 in good faith かつ不実表示について知りうべきでない状態で without reason to know、対価 value を与えまたは当該取引を著しく信頼した場合でないこと、という要件が課せられている。各要件の内容

は以下の通りである。

① 「積極的陳述」とは、現在および過去の事実に関する虚偽の積極的陳述のことをいい、文言によるものほか行為や隠匿、事実の不開示と同等のものとされる。²⁰⁾

② 「重大性」とは、当該不実表示が同意を表示するよう合理人を誘引する蓋然性がある場合（不実表示の客観的重大性）、または、何らかの特別な理由のために、当該不実表示が同意を表示するよう表示の特定の受領者を誘引する蓋然性があることを表示者が認識していた場合（表示の受領者における主観的因果性に対する不実表示者の認識）のことをいう。後者については、表示の受領者がそれを重要なものとみなすような個人的な考慮があり、表示者がこのことに気が付いていた場合には、たとえ合理人を誘引する蓋然性がなかったとしても、不実表示は重大なものと評価されることを意味する。これは、他人の特性を餌食にする者は保護すべきでないという理由による。²¹⁾

③ 「誘引」とは、表示の受領者が契約に対する同意を表示することを決定するにあたって、不実表示が実質的に貢献した場合に、当該不実表示が契約への誘引であるという。その判断基準としては、不実表示の重大性が重要な要素となっており、不実表示が重大であるならば誘引となったことが推測されることとなる。また、これは次の④「受領者による信頼」要件とも関連している。例えば、受領者が契約に当たって自ら調査をした場合、その調査結果のみを信頼して不実表示を信頼していなかったのならば、誘引はないと判断される。他方で、調査によって不実表示を確認する傾向はあったが依然として決定的ではなかった場合には、表示の受領者は自己の調査と不実表示の両方を信頼し、誘引されたと評価され得る。²²⁾ なお、不実表示の受領者は、表示を信頼したことによって実際に損害を被ったことを立証する必要はない。

⑤「信賴の正当性」は、主として三つの機能を果たしていることが第二次契約法リステイメントから明らかとなる。⁽²³⁾ 第一は、意見の陳述 (§§168, 169)、法の問題に関する陳述 (§§170)、意思の陳述 (§§171) 及び表示の受領者に過失がある場合 (§§172) につき、それらが不実表示として救済されるか否かの判断基準としての機能である。なお、表示の受領者の過失が重過失である場合には、受領者の不実表示に対する信賴は正当化されないとされることから、この点につき「信賴の正当性」要件は、「錯誤の「無重過失」要件と同一の機能を担っている。第二に、たとえば不実表示をした事実が取引の周辺の事情に与えるのみ重要となるにすぎない場合や表示者の積極的陳述が真剣に受け取られることが期待されていない場合には、信賴が正当化されないことから、「信賴の正当性」要件は、「同意をする者の意思決定に影響を及ぼすものであるか否か」の判断基準となっており、錯誤の「基本的前提」要件と類似の機能を果たしているといえよう。第三に、裁判所は表示の受領者が不実表示者との関係で弱者であったり、信じやすかったりする場合に「信賴の正当性」を認めることに寛大であることが指摘されていることから、「信賴の正当性」要件は、たとえば消費者・事業者間のいわゆる情報格差を考慮する機能も果たしているといえよう。これは、錯誤の「リスク負担」要件のうち、(iii)裁判所による配分と類似の機能を果たしているものと思われる。

4 一方的錯誤と非詐欺的不実表示の機能的關係

以上から、一方的錯誤と非詐欺的不実表示では、以下のような機能的關係を有しているものと考えられる。

(1) 機能的重複

非詐欺的不実表示と一方的錯誤は以下の二点において、重疊的に適用されるものと思われる。

第一に、相手方による不実表示の結果として錯誤に陥り、契約を締結した場合、錯誤者は相手方による不実表示を根拠として契約の取消を主張できると同時に (§164(1))、相手方による錯誤の惹起 (§163(b)) を理由として一方的錯誤に基づく契約の取消を主張することができる。

第二に、第三者による不実表示の結果として錯誤に陥り、契約を締結した場合、錯誤者は、契約の相手方に不実表示について認識可能性があった場合には、契約の取消を主張できる (§164(2))。さらに錯誤者は、契約の相手方に錯誤について認識可能性があったことを理由に、一方的錯誤に基づく契約の取消を主張することができる (§153(b))。

(2) 機能的相違

一方的錯誤は、当然のことながら、不実表示による場合以外でも相手方による錯誤の認識可能性があれば、契約の取消を主張できる (§153(b))。さらに、第二次契約法リステイトメントでは、一方的錯誤につき非良心性を理由として取消権を付与しているため (§154(a))、不実表示よりも広範な救済範囲を設けているといえよう。

(3) 小括

このようにアメリカ契約法において、非詐欺的不実表示と一方的錯誤では、その適用領域の多くが重複し、

その効果とともに契約の取消となつてゐるため、両者は極めて類似した法制度であるといえよう。

それでは、そもそも、このように両制度はその機能面で類似しているにもかかわらず、なぜ、英米法の中で並存するのであるうか。そこには、機能のみでは論じきれない理由があるのではないだろうか。

そこで以下では、各制度がどのような経緯を経て、なぜ創設されたのか、を探求することで、両制度の存在意義(本質)を考察していくこととする。なお、制度が成立した順序から、初めに不実表示を論じることとする。

二 錯誤法と不実表示法の歴史的発展

1 不実表示法

(1) イギリス法における非詐欺的不実表示法理の歴史的発展

① 前史—裁判所法 (Supreme Court of Judicature Act 1873 & 1875) 前

ア 序

不実表示法理は、イギリスにおける一四世紀末の詐欺訴訟 action of deceit にまで遡り、詐欺を出発点とする。

それは、市場等で売主が目的物に関する虚偽の保証をし、買主が捺印契約によらずに購入した場合、厳格な訴訟方式のために捺印契約訴訟によつて救済されない買主を救済するために特殊主張訴訟(場合訴訟、action on the case)を用いたのが始まりであるといわれている⁴⁾。そこでの要件は、当事者間に契約関係があること、売主が売買目的物について虚偽の保証をしたこと、そしてそれにより買主が欺かれたこと、とされた。

その後、詐欺 deceit と認定される範囲は拡大し、現在の詐欺的不実表示の原型が完成したのは一八世紀後

半であるといわれている。すなわち、コモン・ロー上、詐欺 deceit とは、契約の相手方・第三者を問わず、自己の陳述が不真実であることを認識して虚偽の陳述を行ったこと、すなわち詐欺的不実表示である、と考えられるようになった (Pasley v. Freeman, (1789))⁽²⁵⁾。そして、この点が詐欺的不実表示の指導的判例とされている一八八九年の Derry v. Peek 事件へとつながることとなる。⁽²⁶⁾

このように、詐欺 deceit の中心が詐欺的不実表示となったことにより、非詐欺的不実表示は、それが契約条項や付随的契約条項になっていない場合には、救済されないこととなった。

イ コモン・ロー裁判所による救済

そこでコモン・ロー裁判所は、当事者が契約締結過程において善意で不真実の事実を述べた結果、契約が締結され、相手方が損害を被った場合には、相手方を救済するために、できるだけその陳述が契約内容となっていると解釈し、契約違反に基づいて救済する傾向があった。その例として挙げられるのが、一八六一年の *Bannerman v. White* 事件⁽²⁷⁾である。

ウ エクイティ裁判所による救済

他方でエクイティ裁判所は、コモン・ロー裁判所による非詐欺的不実表示に対する不十分な救済を補うようにして、少なくとも一九世紀には特定履行の拒絶、表示の適切化 making representation good、契約の取消という三種の救済手段を提供していた。

(a) 特定履行 specific performance の拒絶

特定履行とは、契約違反に対し、債務を約束された内容通りに履行することを強制するエクイティ上の救済手段のことである。コモン・ローでは、契約違反がなされた場合、損害賠償のみが救済手段として付与されてきた。しかしながら、契約の目的物が土地や不代替物 unique chattel である場合には、損害賠償では救済が不十分であった。そこで、エクイティでは、契約を強制するために特定履行が認められることとなった。⁽²⁸⁾

この特定履行は裁量的な救済手段であり、契約の履行を強制することで一方当事者に不衡平が生じる場合には拒絶された。それゆえ、契約違反に基づいて特定履行を請求された当事者が、不実表示がなかったならば契約を締結していなかったであろう場合には、この不実表示を根拠に特定履行は拒絶されることとなった。(非詐欺的) 不実表示を特定履行の拒絶原因とする法則がいつ確立したのかは定かではないが、初期の判例としては一八七三年の *Lamare v. Dixon* 事件が知られている。⁽²⁹⁾

(b) 表示の適切化 making representation good

エクイティでは、一九世紀の前半を通して、「表示の適切化 making representation good」という救済手段が利用された。これは金銭賠償によつて不実表示が真実であったならば原告が立っていたのと同じ地位に原告を置くという救済手段であり、言葉に対する信頼に基づく救済手段として広範な原因に適用されたものである。非詐欺的不実表示に適用された例として一八〇五年の *Burrowes v. Lock* 事件がある。⁽³¹⁾

しかし、この救済手段は、非詐欺的不実表示をしたことに対して金銭賠償責任を課すこととなるため、その主観的要件をめぐつてその後、論争が行われた。というのも、前述の *Derry v. Peek* 事件は、詐欺的意思があ

る場合にのみコモン・ロー上の詐欺 *deceit* として金銭賠償が付与されると解釈されたが、この救済手段はその判例と矛盾するからである。そこで、この救済手段は *Derry v. Peek* 事件の結果、姿を消すこととなる。⁽³²⁾

(c) 契約の取消

さらに、少なくとも一九世紀半ばには、上記の表示の適切化の択一的救済として、契約の取消を認める判例が現れ始めるようになる。例えば一八五三年の *Pulford v. Richards* 事件⁽³³⁾では、他方当事者を契約へ誘引した契約の一方当事者による表示が、①当該陳述が虚偽であることを表示者が認識していた場合のみならず、②彼らの義務の適切な履行において認識すべきであった場合、または③表示を否定する事実を以前に認識しており、かつ覚えているべきであったときに、そのことを忘れて実際には虚偽である陳述を真実であると信じた者によってなされた場合にも、欺かれた者の選択により、当該契約を取消し、あるいは表示を適切にすることができることが明らかとされた。⁽³⁴⁾

非詐欺的不実表示を根拠に契約の取消が認められるようになった背景としては、たとえ特定履行の拒絶が認められても、契約が取消されない限り、その者は依然として契約違反に基づく損害賠償請求にさらされることになるため、不実表示の受領者の保護はそれだけでは十分ではなかったことが指摘されている。そこで、不実表示者によって提起された訴訟に対する抗弁として、あるいは訴訟原因として、表示の受領者は非詐欺的不実表示に基づく取消を主張することが認められるようになる。⁽³⁵⁾

② 指導的判例—裁判所法後

ア 裁判所法 (Supreme Court of Judicature Act 1873 & 1875)

上記のように、従来、イギリスでは、コモン・ローとエクイティはそれぞれ別個の法則として発展していたが、一八七三年および七五年上級裁判所法（裁判所法、Supreme Court of Judicature Act 1873 & 1875）によってコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所が統合されたことにより、以後、すべての訴訟においてコモン・ローとエクイティの法則がともに適用され、コモン・ロー法則とエクイティ法則が抵触するときにはエクイティ法則が優先して適用されることとなった（コモン・ローとエクイティの融合）。

裁判所法制定の後、最初に非詐欺的不実表示について判決を下し、指導的判例として位置づけられているものが、Redgrave v. Hurd 事件である。³⁶

イ 指導的判例—Redgrave 事件

一八八一年の Redgrave v. Hurd 事件³⁷の概要は、以下の通りである。

【事実の概要】

老齢の事務弁護士 solicitor である原告は、間もなく引退を考えているが後継者がいないため、パートナーシップによってパートナーとなり、原告の住宅を一六〇〇ポンドで購入することができる四〇歳前後の法律家を法律雑誌の広告で募集し、被告がこれに応じて原告と交渉した。交渉過程で原告は営業収入が年三〇〇ポンドから四〇〇ポンドになると述べたので、被告はこれを信用して一六〇〇ポンドで原告の家を購入し、かつパートナーとなって原告の営業の二分の一を承継することに承諾した。被告は、上記金額（一六〇〇ポンド）が家

屋と営業持分との双方を含む売買の約因であることを合意書面に明記することを望んだが、原告がこれを拒否したので、一六〇〇ポンドで家屋を購入することを明記し、営業持分には言及しない合意書が作成、署名された。被告は保証金を支払って当該家屋を占有したが、営業が全く無価値であることが判明したため、被告は家屋の占有を放棄し、売買の完結を拒否した。

そこで原告は契約の特定履行を訴求した。それに対して被告は、営業に関する不実表示に基づいて特定履行に対する抗弁を提出したうえで、契約の取消と保証金の返還、および損害賠償を反訴請求した。

第一審の高等法院 High Court of Justice では、原告勝訴とされたため、被告は控訴院 Court of Appeal に上訴した。これに対して控訴院は原判決を破棄した。

【判旨】

被告が原告に不実表示に基づく損害賠償を請求するためには、原告が表示の虚偽であることを知っていたことを要するが、被告は本件においてその点を主張していないから、損害賠償請求は認められない。しかし、被告が不実表示を理由として契約を取消すためには、原告が表示の虚偽であることを知っていたことの立証を要しない。したがって、本件契約を取消し、保証金の返還を命ずるのが相当である。

非詐欺的不実表示を契約の取消原因とする根拠について、Jessel 記録長官（控訴院首席裁判官）は、エクイティ上、二つの根拠があると述べている。⁽³⁸⁾ 一方は、「人は、現在虚偽であることを認めている陳述から利益を得ることを許されるべきではない。その者は、民事管轄権の目的により、それが虚偽であることを知らずに陳述をなしたときでも、許されるべきではない、（すなわち）その者は陳述する前にそれが虚偽であることを知るべきであったのである。」というものである。他方は、「たとえば、契約を取消すために道徳的詐欺 moral

fraud が立証されなければならないとしても、人は、現在虚偽であることを知っている陳述によって有利な契約を得て、当該契約の維持を主張している場合には、あなたは当該契約を取消することができる。そのような契約の維持を主張することは、道徳的怠慢である、(すなわち) 何人も自らの虚偽の陳述を利用しようと努めるべきではない」というものである。そして、これらの根拠のいずれでも十分であるという。

ウ 小括

以上から、少なくとも一九世紀半ばには、エクイティ上、非詐欺的不実表示に対して契約の取消という救済手段を付与する判例が現れ始めていたことが分かる。

そして、非詐欺的不実表示が契約の取消原因となった理由としては、第一に、エクイティ上の特定履行の拒絶では、依然として表示の受領者は契約違反に基づく損害賠償請求にさらされる可能性があること、第二に、表示者に課せられた陳述前にその虚偽性を認識すべき責任、または虚偽の表示によって利益を得ることに対する道義的責任に基づくものであること、ということができる。

(2) アメリカ法における非詐欺的不実表示法理の発展

① 序

それでは、アメリカ法では、非詐欺的不実表示法理は、どのように発展したのだろうか。

一七七六年七月四日の独立宣言から一八二〇年代頃まで、建国後の混乱の中でアメリカ法の形成は本格的に進行せず、イギリス法の継受もままならなかった。その後、法曹は自分たちが習熟していたイギリス法を基礎

として独自のアメリカ法を發展させていった。⁽³⁹⁾

ところでアメリカでは、大部分の州は当初からエクイティの裁判所を別建てにしておらず、かつて別にしてきた州でも、一八四八年にニューヨーク州で成立したフィールド民事訴訟法典をきっかけとしてほとんどの州で裁判所は一つに統合され、多くの州では手続きも一本化されている。⁽⁴⁰⁾

② アメリカ法における非詐欺的不実表示の救済

不実表示については、一九世紀後半、多くの州では詐欺的不実表示のみを救済するというイギリスで確立した伝統的な準則を採用していた。しかし、いくつかの州では、非詐欺的不実表示に基づき、損害賠償および契約の取消という救済手段を付与していた。例えば一八三九年に合衆国最高裁判所で判示されたSmith v. Richards 事件⁽⁴¹⁾やミシガン州における一八六六年のConverse v. Blumrich 事件⁽⁴²⁾は、不実表示者が詐欺的であったか否かに関係なく、表示の受領者に生じた虚偽の陳述の結果は同じであることを理由として、契約の取消を認めた。イリノイ州では、一八七四年のAllen v. Hart 事件⁽⁴³⁾において、その事柄が重大であり、かつ他方当事者がそれらを信頼する権利を有しており、欺かれた限り、不実表示者がそれらを虚偽であると認識したと、あるいは陳述した事実を知らなかったことは、取消権にとって不可欠ではないとして、詐欺的および非詐欺的不実表示の救済手段として取消を認めている。⁽⁴⁴⁾ さらに、ニューヨーク州では、一九一八年のBloomquist v. Farson 事件⁽⁴⁵⁾において、詐欺に至らない重大な事実に関する不実表示によって締結された契約を取消すのに、エクイティ上の訴訟では故意の立証は必要ないとして、非詐欺的不実表示に基づく契約の取消を認めた。⁽⁴⁶⁾

このような判例の潮流を受け、一九三二年に公表された第一次契約法リステイトメントでは、非詐欺的不実

表示を契約の取消原因としている。非詐欺的不実表示の要件としては、①善意かつ重大な不実表示があること (§476 cmt. b.)、②不実表示が契約の締結や免除をする誘引となったこと (§476 cmt. a. c.)、③不実表示が誘因として信頼されたこと (§476 cmt. c.)、ただし④不実表示が、表示の受領者による取消しの意思の通知前に事実と合致した場合を除く、とされている。第一次契約法リステイトメントと一九八一年に公表された第二次契約法リステイトメントとの主な違いは、前者において「信頼の正当性」が要件とされていないことである。しかしながら、このときすでに、(事実ではなく)意見の表示は、それに対する信頼が正当化されないことを理由として不実表示とはならないと説明されており (§474 cmt.b.)、少なくとも事実の虚偽表示と意見の表示を区別する際の判断基準として「信頼の正当性」が考えられていたといえよう。

その後、一九三四—一九三九年に公表された第一次不法行為法リステイトメント (§§537～545)と一九七七年に公表された第二次不法行為法リステイトメント (§§537～545A)では、詐欺的不実表示の要件として「信頼の正当性」が要件とされ、これを受けた形で第二次契約法リステイトメントにおいても、詐欺的不実表示、非詐欺的不実表示ともに「信頼の正当性」を要件として掲げている。

③小括

一九世紀後半から二〇世紀前半にかけて発表されたアメリカの論文では、イギリスで一八八一年に Redgrave v. Hurd 事件によって非詐欺的不実表示に基づく取消が認められているにもかかわらず、「イギリスでは詐欺的不実表示のみ救済されるが、アメリカでは非詐欺的不実表示に対しても、損害賠償や契約取消という救済手段が与えられており、イギリスとは異なる法理が發展している」ということが強調されている。この

ことから、アメリカで非詐欺的不実表示に対する救済が与えられるようになったのは、イギリスの Redgrave v. Hurd 事件の影響ではないように思われる。⁽⁴⁷⁾ それでは、なぜアメリカ法では、非詐欺的不実表示に対して救済が付与されるようになったのであろうか。

その点について、上述のように Smith v. Richards 事件および Converse v. Blumrich 事件⁽⁴⁸⁾では、不実表示者が詐欺的であったか否かに関係なく、表示の受領者に生じた虚偽の陳述の結果は同じであることがその根拠として挙げられている。また、一八八二年に公表された論文のなかで、Payne は、二つの理由を指摘している。一つは、不実表示者に不実表示の結果として生じた利益を与えることは、不実表示に対して報償金を支払うことになること、あるいは商取引に対する重大な抑制となるようなりスクを買主に課すことになること、を挙げている。もう一つは、「契約当事者は売主の陳述を信頼する権利を有する」ということが、コモン・ロー準則として確立されていることを挙げている。⁽⁴⁹⁾ 特に後者については、後の教科書でオーストリアの後期自然法哲学の影響を受けたものであることが、指摘されている。⁽⁵⁰⁾

2 錯誤法⁽⁵¹⁾

(1) 前史

他方で錯誤法理については、英米では、一九世紀前半まで形式主義であったため、大陸法的な、契約当事者の意思の欠缺を理由とする錯誤を認めることがなかった。そのため当事者らが契約の前提としていたものが誤っていたときには、形式主義の枠内で約因の滅失や証書作成否認答弁、非債弁済等の法理により、契約の拘束力から免れるよう理論付けしていた。

(2) 相互的錯誤

その後、イギリスではサヴィニーの錯誤論の影響を受け、アメリカではポティエの注釈書『債務法 (Traité des Obligations)』の英訳が一八〇二年にアメリカで出版されたこと等を背景に、契約法全体が大陸法の影響を受けることとなる。その結果、英米契約法は形式ではなく意思を契約の拘束力の根拠とする意思理論を導入し、錯誤理論を構築することとなる。すなわち、当時、主観主義的な意思理論が採られたことにより、契約当事者の真の意図を探求することが可能となり、真の意思と事実の不一致という錯誤を認め、契約を（不成立）無効とするに至ったのである。なお、コモン・ローにおいては、契約の両当事者が錯誤に陥った相互的錯誤の場合にのみ、法的保護が与えられることとなる。「契約における錯誤の効果に関する一般原則を定めようとした」⁵²⁾最初の試みが一八六七年の *Kennedy v. Panama etc. Royal Mail Co.* 事件⁵³⁾であり、これは英米法諸国において指導的な判例として位置づけることができる。また、アメリカの古典的な判例である一八八七年の *Sherwood v. Walker* 事件⁵⁴⁾において、*Kennedy* 事件判決は先例として踏襲されている。

Sherwood 事件以降、アメリカ契約法においては、合意にとつて「重大 (material)」である、人や目的物の「同一性 (identity)」「および」「存在 (existence)」に関する錯誤は法的保護が与えられるが、合意にとつて「付随的 (collateral)」な「価値 (value)」「性質 (quality)」「および」「属性 (attribute)」に関する錯誤には法的保護が与えられない、と区別されてきた。⁵⁵⁾しかしこれらは、曖昧で一貫性がないという批判を受け、学説でそれに代わる判断基準が論じられるようになったため、第二次契約法リステイトメントでは、*Sherwood* 事件で確立した錯誤の判断基準に代わり、基本的前提や重大な影響、リスク負担の不存在といった概念が錯誤法の判断基準とされるに至っている。

(3) 一方的錯誤

他方、裁判所は伝統的に、一方的錯誤については、取引の安全を尊重するため、契約取消を認めることに消極的であった。それに対して学説では、すでに一九世紀前半に前述のポティエの著書の影響を受け、エクイティ上、一方的錯誤に基づいて契約の取消を認める見解が登場していた。⁽⁵⁶⁾さらに、一八六五年には、フランス民法典を参照してフィールド民法典が起草され、カリフォルニア州をはじめとするいくつかの州で採用されるに至ったのだが、この民法典は一方的錯誤を取消原因として認めていた。その結果、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、一方的錯誤に対して救済を付与する判例が散見されるようになり、⁽⁵⁷⁾その後の多くの裁判所は公平ないし公正であると考える結果に到達するために、相互的錯誤と一方的錯誤の二分法を機械的に適用することを拒み、この厳格な見解を放棄した。⁽⁵⁸⁾そこで、一九三二年の第一次契約法リステイメントでは、契約締結時に一方的錯誤について相手方が知りうべき場合、または相手方のフォルトが表意者の錯誤を引き起こした場合に、救済が与えられるようになった。その後さらに一九八一年公表の第二次契約法リステイメントでは、その救済範囲を拡大し、錯誤の結果が非常に重大であるため、契約を強行することが非良心的であろう場合も、救済を認めるようになった。⁽⁵⁹⁾

このように、一方的錯誤に対する救済は、ポティエやフランス民法典の影響を受けた学説によって主張され、その要件は二〇世紀に入り、リステイメントの主導によって確立したといえよう。

3 小括―非詐欺的不実表示に基づく取消権付与の根拠

以上、不実表示と錯誤の発展を概観してきたが、なぜ非詐欺的不実表示に対して契約の取消という救済手段

が付与されるに至ったのであろうか。それには、機能的根拠と理論的根拠の二つがあるように思われる。

(1) 機能的根拠

元来、英米法では、詐欺的不実表示のみが詐欺訴訟 action on deceit のもとで救済されていたが、一九世紀に入り、イギリスではエクイティにおいて特定履行の拒絶原因として非詐欺的不実表示が認められるに至った。前述のように特定履行は裁量的救済手段であり、特定履行を認めることが不衡平な結果に至る場合には拒絶されることとなるのだが、非詐欺的不実表示はその不公平な結果を生じるものと認識されたためである。これはまた、コモン・ロー上の詐欺 deceit において、表示した事実について、それが真実であると表示者が正直に本気で信じていなかったこと (lack of honest belief) を立証することは非常に困難であったために、詐欺的不実表示の被害者の救済が不十分となるという問題と表裏の関係にあるものと考えられる。さらに、特定履行の拒絶のみでは依然として表示の受領者は損害賠償請求される危険にさらされ続けるため、契約自体を取消す必要があった。他方で、一方的錯誤については、イギリスにおいてもアメリカにおいても伝統的に取引の安全を害するものとして救済に対して裁判所は消極的であり、一九世紀半ばは依然としてその法理も十分に確立していなかった。さらに、一八六一年〜六五年の南北戦争以降、アメリカでは経済活動が全国規模となり、より活発となったことから、法的結論の画一性と一貫性、確定性、そして予測可能性が求められるようになった。そこで、契約法においては主観主義的な意思理論に代わり、契約書面等の外観から平均的な通常人を基準として契約を解釈する客観理論が採用されるようになる。⁶¹⁾ その結果、そもそも契約当事者の真の意思を探求し、真の意思と事実の不一致という錯誤を認めることが困難となっていた。

そこで、コモン・ロー上の詐欺 *deceit* の立証困難性のために詐欺的不実表示によって救済されない当事者を保護するために、詐欺的不実表示の救済範囲を拡大するという形で、非詐欺的不実表示という類型を認め、それに対する救済手段としてエクイティ上の特定履行の拒絶では依然として十分に保護されないために、契約自体の取消が認められるに至ったといえよう。

(2) 理論的根拠

不実表示はまた、詐欺的不実表示から生じたことから明らかであるように、虚偽の陳述をしたことに対する帰責性をその責任根拠としており、それゆえ、長きにわたって詐欺的不実表示のみが救済の対象とされてきたものと考えられる。

他方で、とりわけアメリカでは、不実表示者が自己の不実表示によって利益を得ることの不公平さや、建國後に経済活動を推進するなかで、非詐欺的不実表示に対して救済を与えないことが取引を抑制するリスクとなりうることが意識されるようになったこと、さらに詐欺的不実表示であれ非詐欺的不実表示であれ、表示の受領者に生じる結果は同じであること等の素朴な衡平感、正義感から、非詐欺的不実表示に対して契約の取消および損害賠償といった救済手段を付与するよう主張されるに至った。その理論的根拠とされたのが、Payne やその後の教科書によって指摘されたように、オーストリアの後期自然法哲学に由来する「契約当事者は売主の陳述を信頼する権利を有する」という信頼理論である。したがって、非詐欺的不実表示に関しては、不実表示者が虚偽の陳述をしたという「行動」に関する帰責性というよりむしろ、陳述に対する表示の受領者の「信頼」という側面を強調することによって、救済を認めたいえよう。

三 錯誤法理と不実表示法理の相関関係

それでは、アメリカ契約法における錯誤法理と不実表示法理はどのような理由からその適用領域が重複し、各制度は何を目的として創設されたものであるといえるのだろうか。

まず、錯誤法理と不実表示法理の適用領域が重複しているのは、歴史的偶然によるものであると結論付けることができる。すなわち、非詐欺的不実表示は、すでに言及した通り、一九世紀半ば以降、詐欺的不実表示と同様の結果の重大性やコモン・ロー上の詐欺 *fraud* における立証困難性から契約当事者を救済をする必要性が生じたものの、当時は一方的錯誤法理が十分に確立していなかったため、救済対象とされた類型であり、その救済方法としては、エクイティ上付与されてきた特定履行の拒絶のみでは不十分であったため、契約自体を取消すことが認められたのである。他方で、一方的錯誤は、大陸法の影響を受けて意思理論を導入したことにより形成された相互的錯誤の救済範囲を拡大する形で二〇世紀に入ってから認められたものであるが、英米法にとつて元来異質な制度であり、かつ契約相手方の不測の損害を回避する必要性から、救済範囲を限定するための要件として、「契約の相手方による惹起」や「相手方の認識可能性」を導入したのである。

次に、一方的錯誤と非詐欺的不実表示の制度趣旨はまったく異なるものと言える。すなわち、非詐欺的不実表示は、表示の受領者の「信頼」という側面を強調して詐欺的不実表示から派生したことから、その責任根拠は不実表示者の行為の帰責性と受領者側の信頼保護（信頼理論）である。それに対して一方的錯誤は、意思理論の導入によって形成されたことから明らかであるように、その責任根拠は契約当事者の真意の保護（意思理論）と相手方の不測の損害の回避である。したがって、例えば両制度によって虚偽の陳述が要件として考慮

される場合、非詐欺的不実表示では不実表示者の行為の帰責性からであるのに対して、一方的錯誤では、相手方の不測の損害の回避のために行われることになる。

四 おわりに

以上から、アメリカ契約法における非詐欺的不実表示は「契約当事者は売主の陳述を信頼する権利を有する」という信頼理論を前提としていることが明らかとなったが、これは前述のようにオーストリアの後期自然法哲学に由来している。そして興味深いことに、オーストリアでは、この信頼理論をもとに、いくつかの議論を経たのち、錯誤法理が形成された。⁽⁶⁾したがって、アメリカ契約法では、同一の法律問題に対して、意思理論的アプローチから一方的錯誤法理を、信頼理論的アプローチから非詐欺的不実表示法理を設けており、それは歴史的偶然によるものといえることができる。

このことから、翻って日本民法を見た場合、意思表示論の中に、このような本質を有する不実表示法理を導入するとするならば、どのようにして理論的に説明するのか、という課題が浮かび上がる。

もつとも、アメリカ法における一方的錯誤と非詐欺的不実表示が日本法でいうところのどのような機能を果たしているのか、を検討したうえでなければ、結論を導き出すことはできない。以上の点を今後の課題として、本稿を終えることとする。

注

- (1) Farnsworth, *Contracts* (4th ed.), 599-601; Hillman, *Contract Law* (2d ed.), 305-306.
- (2) Farnsworth, *id.*, 217-219; Hillman, *id.*, 197-198.
- (3) アメリカ錯誤法につき、拙稿「アメリカ法における錯誤の適用領域（一）」武蔵野大学政治経済学部紀要二号一二九頁。
- (4) Restatement, Second, Contracts, §151
- (5) Farnsworth, *supra note* 1 at §9.4
- (6) Farnsworth, *supra note* 1 at §9.2, §9.3
- (7) Speedway Enters v. Hartsell, 251 P.2d 641 (Ariz. 1952); Nee v. Dillon, 239 F.2d 953 (D.C.Cir. 1956)
- (8) Dlug v. Wooldridge, 538 P.2d 883 (Colo. 1975); Enequist v. Bennis, 55 A.2d 617, 56 A.2d 5 (Vt. 1947)
- (9) Restatement, Second, Contracts, §152, cmmt b; Farnsworth, *supra note* 1 at §9.3
- (10) Restatement, Second, Contracts, §152, cmmt c.
- (11) Restatement, Second, Contracts, §154.
- (12) Restatement, Second, Contracts, §157, cmmt a.
- (13) Restatement, Second, Contracts, §208, cmmt b. *see* Leff, Unconscionability and the Code — the emperor's clause, 115 U.Pal.Rev. 485.
- (14) Restatement, Second, Contracts, §153, cmmt e.
- (15) Restatement, Second, Contracts, §159.
- (16) Abt Assocs. v. JHPLEGO Corp., 104 F. Supp.2d 523, 536 (D. Md. 2000); Gibb v. Citicorp. Mortgage, Inc., 518 N.W.2d 910, 916 (Neb. 1994) ; *see*, Robert A. Hillman, *Principles of Contract Law* (2nd ed.) (West, 2004), 206.

- (17) Gardner ed., *Black's Law Dictionary* (3rd pocket ed.).
- (18) Restatement, Second, Torts § 552 (1).
- (19) Lockwood v. Christakos, 181 F.2d 805 (D.C. Cir. 1950) (applying District of Columbia law); Brennan v. Perselli, 226 Ill. App. 441, 1932 WL 2834 (1st Dist. 1932), aff'd, 353 Ill. 630, 187 N.E. 820 (1933); Canadian Agency v. Assets Realization Co., 165 A.D. 96, 150 N.Y.S. 758 (1st Dept 1914); Fisher v. Wofford, 276 Or. 603, 556 P.2d 127 (1976); see, 77A C.J.S. Sales §190.
- (20) Restatement, Second, Contracts, §159, cmtt a, c; Restatement, Second, Contracts, §§160-161; Farnsworth, *supra* note 1 at §411.
- (21) Restatement, Second, Contracts, §162, cmtt c; Farnsworth, *supra* note 1 at §412.
- (22) Restatement, Second, Contracts, §167, cmtt b.
- (23) Restatement, Second, Contracts, §164, cmtt d; Farnsworth, *supra* note 1 at §414.
- (24) 最初に知られてくる事件は、一三二二年の Aylesbury v. Wattes 事件 (Y.B. Mich. 6 Ric. III, p. 119, pl. 27) である (売り主である被告が馬の売買契約において、当該馬が盲目であることを認識しながら、目も脚も健全であることを保証して、原告である買主に虚偽かつ詐欺的に売却したことを根拠に、損害賠償が認定された事件)。
- (25) Pasley v. Freeman, 11 King's Bench 1789 3D8E (3 Term rep.) 51 (1789).
- (26) Derry v. Peek, 14 App. Cas. 337 (1889).
- (27) Bannerman v. White (1861), 10 C.B. (N.S.) 844, 142 Eng. Rep. 685 (ホップの売買契約において、買主が売主に向かって「このホップの栽培に硫酸を使っていないか、もし使ってあれば値段を聞く必要もないのだが」と言い、売主が否と答えたので、交渉を進めて売買契約が成立した。ところが、実は栽培に当たって三〇〇エーカー中五エーカーに

- ついで硫黄が使用されていたが、売主はその交渉の際には善意であった。上記の陳述は、契約の予備交渉中のものがあつたが、裁判所は、硫黄を使つていないということが、契約条項になっていると認定した。田中和夫『英米契約法（新版）』（有斐閣、一九六五年）一〇二頁参照。
- (28) 田中・前掲注（27）二〇〇—二〇一頁、戒能通厚編『現代イギリス法事典』（新世社、二〇〇三年）三八頁。
- (29) *Lanare v. Dixon* (1873) L.R. 6 H.L. 414
- (30) *J. Beaton, Anson's Law of Contract*, 28th ed. (Oxford University Press, 2002), 251.
- (31) *Burrowes v. Lock*, (1805) 10 Ves. 470. (被告である受託者は、第三者がコモン・ロー上の物的財産（法定）相続 inheritance を有している原告に陳述し、その結果、原告は当該第三者に対して金銭を貸与した。実は被告は、当該第三者がコモン・ロー上の物的財産（法定）相続を譲渡したことを知っていたのだが、その事実を忘れて上記のような陳述をしていた。その結果、原告は損失を被ったのだが、被告は自らがした表示を適切なものにするよう求められ、当該損失に対して被告は責任を負うと判示された。)
- (32) *J. D. Davies, Promises in Equity*, 2000 *Sing. J. Legal Stud.* 162; *David K. Allen, Misrepresentation* (Sweet & Maxwell, 1988), 3-4.
- (33) *Pulford v. Richards*, (1853) 17 *Beav.* 87. (会社設立のための目論見書を信用して株式を取得した者が、当該目論見書における不実表示を根拠として、契約の取消を求めた事案。)
- (34) *Pulford v. Richards*, *id.* at 93-95; *John Romilly* 記録長官による意見。
- (35) *Beaton, supra note 30 at 251*; *Allen, supra note 32 at 45*.
- (36) 田中・前掲注（27）一〇八頁；望月礼二郎『英米法（新版）』（青林書院、一九九七年）六七—六九頁；田中英夫『英米法総論 上』（東京大学出版会、一九八〇年）一六一—一六二頁；山木寛「七八 善意不実表示 *Redgrave v.*

Hurd (1881), 20 Ch. D. 1」英米判例百選（一九六四年）一七三頁。

- (37) Redgrave v. Hurd (1881), 20 Ch. D. 1, C. A.
- (38) Redgrave v. Hurd, *id.* at 12-13.
- (39) 望月・前掲注（36）五三頁、G・ギルモア著・望月礼二郎訳『アメリカ法の軌跡』（岩波現代選書、一九八四年）三二—三三頁。
- (40) 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）三〇二頁。
- (41) Smith v. Richards, 38 U.S. 13 Pet. 26 (1839)（土地売買契約の締結過程において、当該土地に金鉱があるという虚偽の陳述がなされたことに基づき、買主が契約の取消を請求した事件。裁判所は、買主に生じる被害は売主の不実表示の動機に関係なく同じであることを理由として、非詐欺的不実表示に基づく契約の取消を認めた）。
- (42) Converse v. Blumrich, 14 Mich. 109 (1866)（不動産売買契約に基づく代金債権に対する譲渡抵当権設定契約の交渉過程において、虚偽の陳述がなされたことに基づき、当該譲渡抵当権実行手続に対して買主が抗弁を提出した事件。裁判所は、不実表示者の動機（詐欺的か否か）よりむしろ表示の受領者に対する虚偽の陳述の結果に目を向けなければならぬことを理由として、表示者はロモン・ロー上の詐欺に対するのと同一の責任を負うものと判示された）。
- (43) Allen v. Hart, 72 Ill. 104, 1874 WL 8769 (1874)（特許を受けているマッチ箱と当該特許によってカバーされている地域での販売権の売主が、当該目的物に関して何の情報も持たず、それを取得する手段も有しない買主に対して、当該販売地域に関する虚偽の陳述をした結果、契約が締結されたため、買主が契約の取消を請求した事件）。
- (44) I.N. Payne, Misrepresentation as Affected by Intent, 15 Cent. L.J. 327 (1882), at 327-328.
- (45) Bloomquist v. Farson, 222 N.Y. 375, 118 N.E. 855 (1918)（社債の交換契約において、目論見書と契約締結過程で被告によってなされた口頭の陳述に虚偽の陳述が含まれていたことを理由として、当該交換契約の取消が請求された事

- 件)。
- (46) W.W.C., Rescission for Innocent Misrepresentation, 27 Yale L.J. 929 (1918), at 929-931.
 - (47) Payne, *supra* note 44 at 327; W.W.C., *id.* at 929.
 - (48) Smith v. Richards, *supra* note; Converse v. Blumrich, *supra* note 42.
 - (49) Payne, *supra* note 44 at 328.
 - (50) 13 Williston on Contracts §1600 (3rd. ed., Jaeger).
 - (51) アメリカ錯誤法の沿革(つぎ)「拙稿」アメリカ錯誤法の足跡(一)～(三)「定」法学研究論集(明治大学)二三号四一頁、二四号八五頁、二五号一六九頁。
 - (52) Atiyah, *THE RISE AND FALL OF FREEDOM OF CONTRACT* 436 (1979)
 - (53) (1867) L.R.2 Q.B. 580.
 - (54) Sherwood v. Walker, 33 N.W. 919 (Mich. 1887)
 - (55) Palmer, *Mistake and Unjust Enrichment*, (1962) 39
 - (56) Kent, 2 *Commentaries* (1st ed., 1827) 477; Story, 1 *Equity Jurisprudence* (1st ed., 1836) §147; See Patterson, *Equitable Relief for Unilateral Mistake*, 28 Colum. L.R. 859 at ft. 108, 109; See also Kent, *id.* (new and thoroughly revised ed., 1889) 491; Story *id.* (12th ed., 1877) § 147.
 - (57) Brown v. Lamphear, 35 Vr. 252 (1862); St. Nicholas Church v. Kropp, 135 Minn. 115, 160 N.W. 500 (1916) 等々也。
 - (58) Patterson, *supra* note 56 at 888-890; Fuller, *Mistake and Error in the Law of Contracts*, 33 Emory L.J. 41, 74-75.
 - (59) Restatement, Second, Contracts, § 153 comment a.
 - (60) 幡新大実『イギリス債権法』(東信堂、二〇一〇年)二三五頁。

(61) 拙稿・前掲注(51)二三号五一頁以下。

(62) 須田晟雄「オーストリア錯誤法の生成(1)」(3・完)―立法史の考察を中心に―北研(北海学園大学法学研究)二二卷三号一頁、二三卷三号一頁、二三卷三号一九頁。